

Weekly Report

第404号
平成29年4月10日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から適用開始の主な税制（中小関連）

成立した29年度税制改正のうち、以下は4月（又は1月）から適用となる主な中小企業関連です。

◎所得拡大促進税制の拡充…従来（24年度からの給与等支給増加額の10%を税額控除）に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増加している場合、前年度からの給与等支給増加額分は22%の税額控除とします。29年4月以後開始事業年度から適用。

◎中小企業経営強化税制の創設…投資促進税制の上乗せ措置を経営強化法の認定計画に基づく制度に改組し、器具備品・建物付属設備を追加します。対象設備を取得等した場合、即時償却又は税額控除が適用できます。29年4月以降開始事業年度から適用。

◎固定資産税の特例措置の見直し…経営強化法の年亭計画に基づき取得した一定の設備の固定資産税を3年間1/2に軽減する措置について、一定の工具、器具備品、建物付属設備等を対象設備に追加します（追加設備は最低賃金が全国平均以上の7都府県で業種が限定）。29年4月以降の取得について適用。

◎研究開発税制の拡充…試験研究費の増加率が5%を超える場合には、控除率を最大17%とし、控除上限を法人税額の35%に拡充します。29年4月以後開始事業年度から適用。

◎事業継続税制の見直し…雇用維持要件（従業員数を5年平均で8割以上維持）を緩和し、5人未満から1人減った場合でも要件を満たします。また、相続時精算課税との併用が可能になりました。29年1月以後の相続・贈与に適用。

◎取引相場のない株式の評価見直し…評価に用いる類似業種比準法式等が見直されました。29年1月以後の相続等により取得した財産の評価に適用。

仮想通貨に係る資金決済法や税制の改正

仮想通貨のビットコインを決済の手段として導入する店舗等が増え始めるなど、仮想通貨が身近になりつつある中、利用者保護などを目的とした改正資金決済法等が今月施行されました。

改正法により、仮想通貨交換サービス（仮想通貨と円・ドル等の交換、管理など）は金融庁・財務局の登録を受けた事業者のみが行えるようになったほか、利用者への適切な情報提供や財産の分別管理、口座開設時などに公的証明書（運転免許証など）の確認等が義務付けられました。

また、29年度税制改正では、諸外国における課税関係等を踏まえ、仮想通貨の取引について、消費税を非課税とします（29年7月から適用）。

「臨時福祉給付金」は2年半分を一括支給

消費税率引上げによる影響緩和のため、低所得者の方を対象に実施される「臨時福祉給付金」の申請受付期間は、各市区町村によって異なりますが4月中には大部分で開始されます。

今回は、消費税率10%への引上げが延期となったことで、29年4月～31年9月までの2年半分（1人につき1万5千円）が一括支給されます。

対象は28年度分の住民税が課税されていない方（住民税が課税されている方の扶養親族等は対象外）となり、市区町村への申請が必要です。